

## 研究活動及び公的研究費の使用に関する行動規範

### (研究者等としての行動規範)

学術研究は、個々の研究者の自由な発想と知的好奇心・探究心に根ざした専門性の高い創造的活動である。その研究成果を含む研究活動全体は、独創的で活発でありかつ透明性のもと公正でなければならない。従って本学園に所属する研究者等も、研究に対する使命感を持ち、透明性のある公正な研究活動を心がけなければならない。不正となる行為は、社会からの信頼を失うばかりではなく研究者等としての存在意義を自ら疑わせるものである。

本学は、日本学術会議声明「科学者の行動規範」(2013年1月25日改訂)を本学園において研究活動を行うすべての者及びこれを支援する者が遵守すべき行動規範の基とする。研究者等は、教育機関に課せられた公共性と社会的使命を認識し、本学園の学術研究が社会からの信頼と尊敬を得るために、公的研究費の使用に当たっては当該費用の配分機関が定める各種規則及び本学が定める規程その他関係する法令・通知等を遵守するとともに適正かつ計画的・効率的な使用に努めなければならない。また、常に責任ある実施者としての説明責任を伴うものである。

### (事務職員としての行動規範)

事務職員は、研究者の意識や立場、研究活動の特性を理解し、公的研究費の運営・管理が公正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。そのためには、当該公的研究費における本来の使命や目的を把握し、その活用のための事務手続に関する取扱いを十分理解しなければならない。また、当該公的研究費に関わる関係法令・会計制度等についての基礎的な知識を有するとともに、当該研究の内容や動向、研究遂行に必要な機器・環境等その他諸経費について、当該研究経費の諸規則と採択申請書類との整合性を測れるように事務職員としての専門性を高めなければならない。学園は、定められた公的資金の運用規程の範囲で充分かつ円滑な研究遂行ができるように、職員の人員的な配置を行うとともに、配置された職員は、関わる諸規程の内容を研究担当者と共有し、研究および研究経費執行を支援する。